

2017年8月31日

受益者の皆さまへ

三井住友アセットマネジメント株式会社

オーストラリア・高配当株ファンド（毎月決算型）
オーストラリア高配当株式マザーファンド
信託約款変更のお知らせ

平素は弊社投資信託に格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、ご投資いただいております「オーストラリア・高配当株ファンド（毎月決算型）」および当該ファンドのマザーファンドである「オーストラリア高配当株式マザーファンド」につきまして、下記の通り信託約款変更を行いますのでお知らせいたします。

なお、ファンドの運用の基本方針、運用体制等につきましては、変更ありません。

本お知らせに関しまして、受益者の皆さまのお手続きは不要です。

受益者の皆さまにおかれましては、何卒ご理解賜りますとともに、今後とも弊社投資信託をご愛顧いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

記

1. 変更内容

(1) 各ファンド共通

一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率を、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とする旨規定し、これと矛盾する従来の規定を削除します。

なお、ファンドは従来から変更後の制限内で運用が行われており、この信託約款の変更によって商品としての基本的な性格に変更はありません。

(2) オーストラリア・高配当株ファンド（毎月決算型）

信託金の限度額を2,000億円から5,000億円へ引き上げます。

2. 変更理由

(1) 各ファンド共通

一般社団法人投資信託協会規則の「信用リスク集中回避のための投資制限」に適合するよう信託約款を変更するものです。

(2) オーストラリア・高配当株ファンド（毎月決算型）

追加設定の増加が見込まれるため、信託金の限度額を引き上げるものです。

3. 変更予定日

2017年9月1日

以上

<本件に関するお問い合わせ>

三井住友アセットマネジメント お客様専用フリーダイヤル 0120-88-2976

(受付時間：原則として営業日の午前9時～午後5時)

<お客様の個別のお取引内容についてのお問い合わせ>

お取引先の販売会社にお問い合わせください。